

# 藤沢市分譲マンション耐震改修工事等補助金交付制度（一般）

## 耐震改修設計

この制度は、災害に強い安全なまちづくりを目指し、昭和56年5月31日以前に着工した分譲マンションの管理組合が実施する耐震改修設計に要する費用の一部を補助することにより、市民の耐震化への取組を支援するものです。

※令和4年度から押印は不要となりました。ただし、申請書を訂正する場合は、申請書及び訂正箇所を押印が必要になります。（代理者が訂正する場合は、委任状に押印が必要です）

### <補助対象建築物>

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築工事に着手したもの。
- (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地階を除く階数が2以上であること。
- (3) 住宅部分の床面積の合計が、住宅部分の床面積の合計と非住宅部分の床面積の合計の3分の2以上であること。
- (4) 対象建築物の区分所有者で自己又は1親等の親族の居住の用に供している者が3分の2以上であること。
- (5) 異なる区分所有者の住宅の戸数が、原則として6戸以上、かつ、1住戸あたりの床面積が40㎡以上あること。
- (6) 管理組合の総会で、耐震改修設計を実施することについて決議がされていること。
- (7) 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定されたものであること。

### <補助対象者>

マンションの管理組合

### <補助金額>

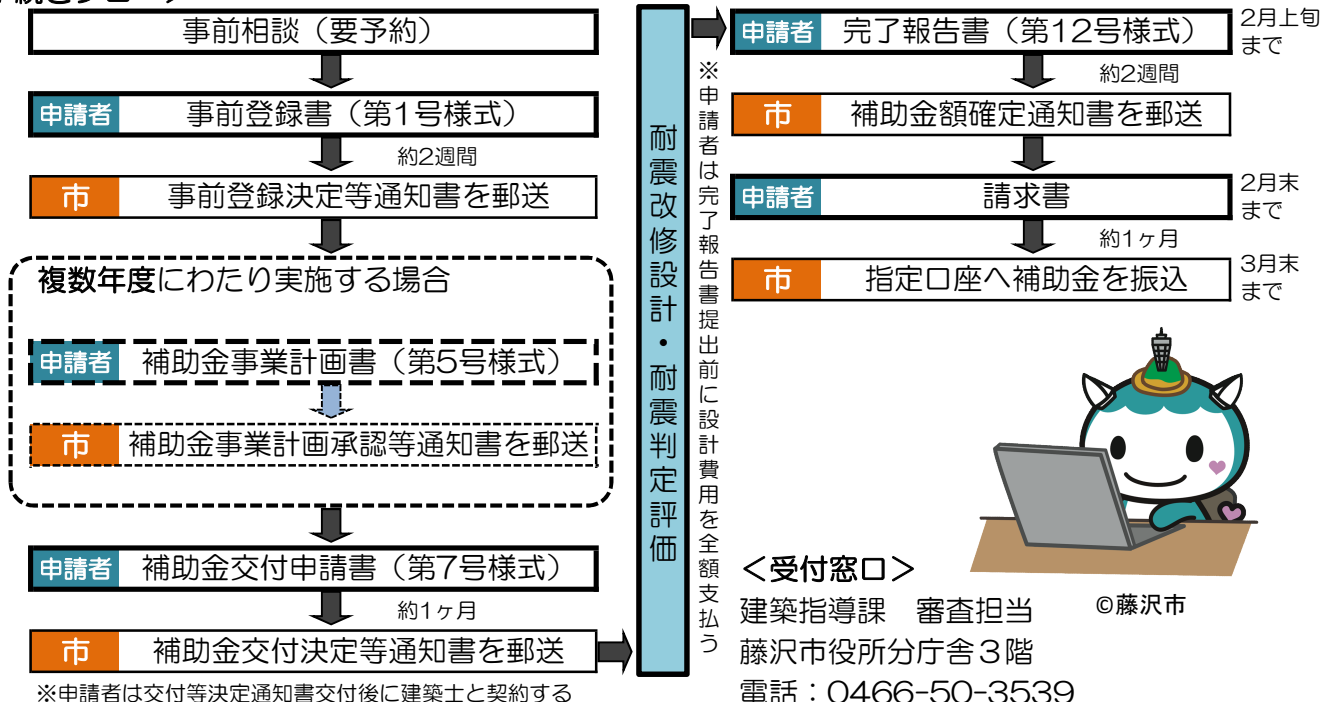
①又は②のいずれか少ない額

- ① 耐震改修設計に要する費用の1/2
- ② 1住戸につき5万円

※区分所有者に市税の滞納がある場合、補助金額が減額されます。

※補助の対象となる費用は、耐震改修設計（耐震判定評価を含む）に要する費用です。

### <手続きフロー>



# 藤沢市分譲マンション耐震改修工事等補助金交付制度（一般）

## 耐震改修工事

この制度は、災害に強い安全なまちづくりを目指し、昭和56年5月31日以前に着工した分譲マンションの管理組合が実施する耐震改修工事に要する費用の一部を補助することにより、市民の耐震化への取組を支援するものです。

※令和4年度から押印は不要となりました。ただし、申請書を訂正する場合は、申請書及び訂正箇所を押印が必要になります。（代理者が訂正する場合は、委任状に押印が必要です）

### <補助対象建築物>

- (1) 「耐震改修設計」の補助対象建築物の条件を満たしているものであること
- (2) 耐震改修設計が完了しているものであること

### <補助対象者>

マンションの管理組合

### <補助金額>

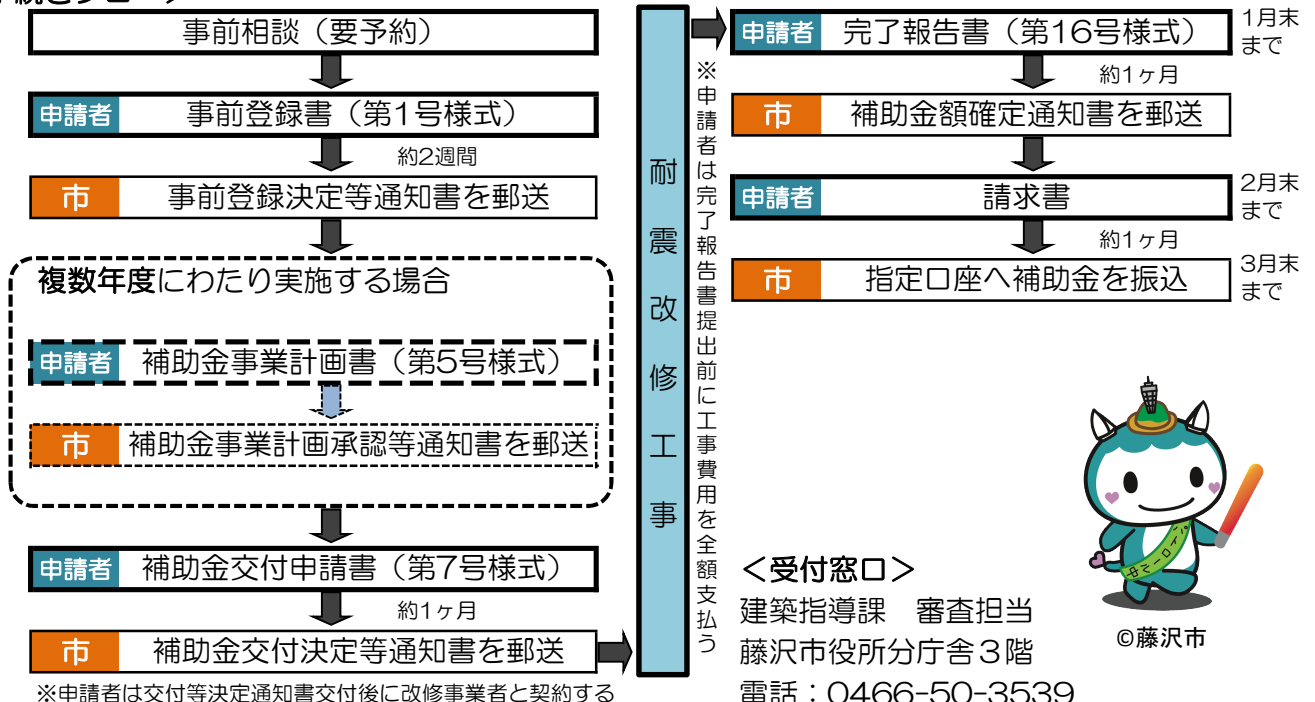
①～③のいずれか少ない額

- ① 耐震改修工事に要する費用の23%
- ② 1住戸につき30万円
- ③ 延べ面積 5,000㎡未満 → 1,000万円  
5,000㎡以上10,000㎡未満 → 1,500万円  
10,000㎡以上 → 2,000万円

※区分所有者に市税の滞納がある場合、補助金額が減額されます。

※補助の対象となる費用は、耐震改修工事（工事監理を含む）に要する費用です。

### <手続きフロー>



# 藤沢市分譲マンション耐震改修工事等補助金交付制度

(津波避難ビル)

## 耐震改修設計

この制度は、災害に強い安全なまちづくりを目指し、昭和56年5月31日以前に着工した分譲マンションの管理組合が実施する耐震改修設計に要する費用の一部を補助することにより、市民の耐震化への取組を支援するものです。

なお、津波避難ビルの耐震化をより一層促進するため、津波浸水想定区域内の分譲マンションについては、補助金額を引き上げています。

※令和4年度から押印は不要となりました。ただし、申請書を訂正する場合は、申請書及び訂正箇所に押印が必要になります。(代理者が訂正する場合は、委任状に押印が必要です)

### <補助対象建築物>

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築工事に着手したものの。
- (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地階を除く階数が2以上であること。
- (3) 住宅部分の床面積の合計が、住宅部分の床面積の合計と非住宅部分の床面積の合計の3分の2以上であること。
- (4) 対象建築物の区分所有者で自己又は1親等の親族の居住の用に供している者が3分の2以上であること。
- (5) 異なる区分所有者の住宅の戸数が、原則として6戸以上、かつ、1住戸あたりの床面積が40㎡以上あること。
- (6) 管理組合の総会で、耐震改修設計を実施することについて決議がされていること。
- (7) 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定されたものであること。

### <補助対象者>

マンションの管理組合

### <補助金額>

①又は②のいずれか少ない額

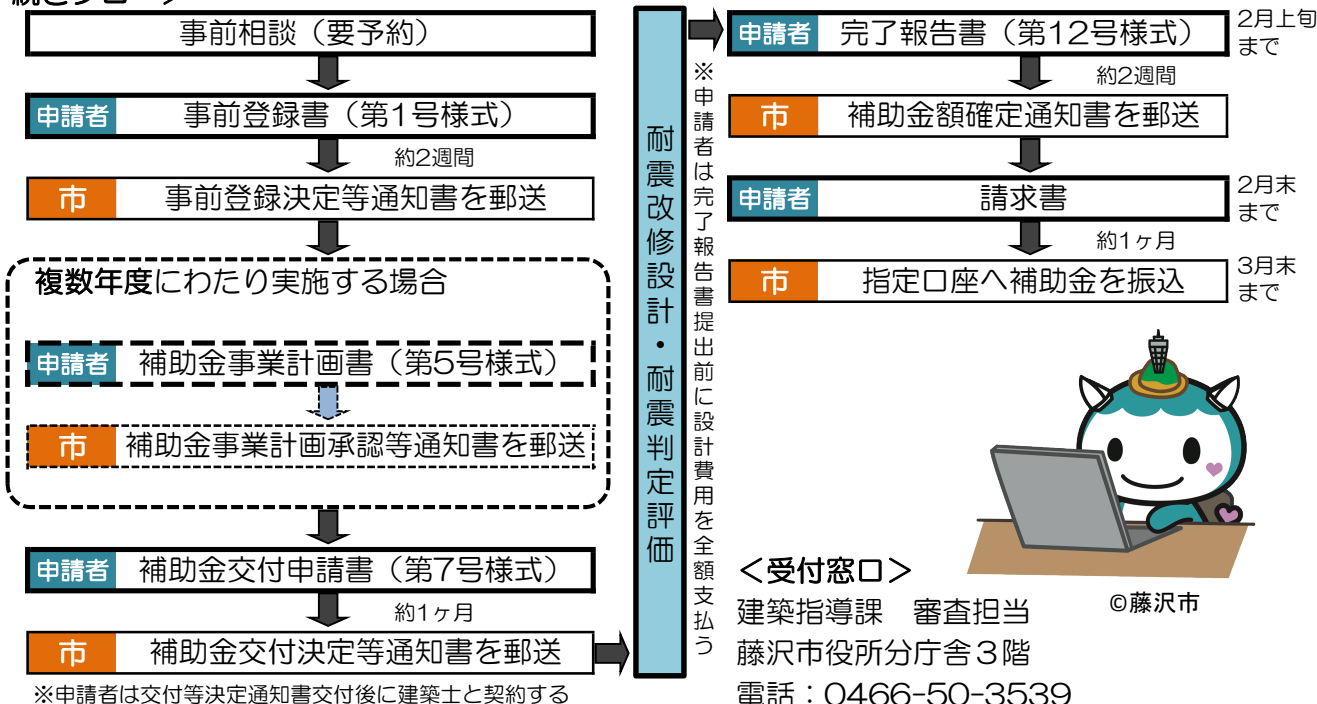
- ① 耐震改修設計に要する費用の2/3
- ② 1住戸につき10万円

※区分所有者に市税の滞納がある場合、補助金額が減額されます。

※補助の対象となる費用は、耐震改修設計(耐震判定評価を含む)に要する費用です。

津波避難ビル以外のマンションの場合  
①耐震改修設計に要する費用の1/2  
②1住戸につき5万円

### <手続きフロー>



# 藤沢市分譲マンション耐震改修工事等補助金交付制度

(津波避難ビル)

## 耐震改修工事

この制度は、災害に強い安全なまちづくりを目指し、昭和56年5月31日以前に着工した分譲マンションの管理組合が実施する耐震改修工事に要する費用の一部を補助することにより、市民の耐震化への取組を支援するものです。

なお、津波避難ビルの耐震化をより一層促進するため、津波浸水想定区域内の分譲マンションについては、補助金額を引き上げています。

※令和4年度から押印は不要となりました。ただし、申請書を訂正する場合は、申請書及び訂正箇所を押印が必要になります。(代理者が訂正する場合は、委任状に押印が必要です)

### <補助対象建築物>

(1) 「耐震改修設計」の補助対象建築物の条件を満たしているものであること

(2) 耐震改修設計が完了しているものであること

### <補助対象者>

マンションの管理組合

### <補助金額>

①～③のいずれか少ない額

- ① 耐震改修工事に要する費用の1/2
- ② 1住戸につき60万円
- ③ 延べ面積 5,000㎡未満

5,000㎡以上10,000㎡未満

10,000㎡以上

津波避難ビル以外のマンションの場合

- ① 耐震改修工事に要する費用の23%
- ② 1住戸につき30万円
- ③ 延べ面積に応じて1,000万円～2,000万円

→ 2,000万円

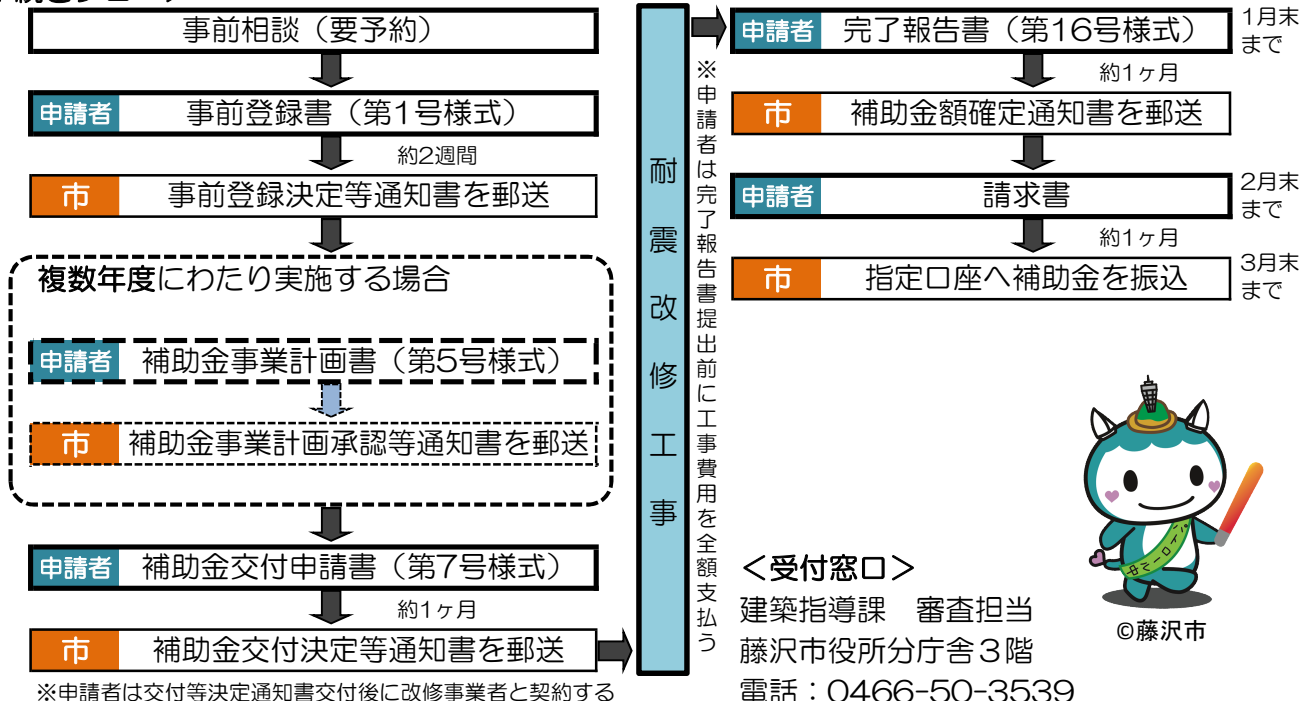
→ 3,500万円

→ 5,000万円

※区分所有者に市税の滞納がある場合、補助金額が減額されます。

※補助の対象となる費用は、耐震改修工事(工事監理を含む)に要する費用です。

### <手続きフロー>



### <受付窓口>

建築指導課 審査担当  
藤沢市役所分庁舎3階  
電話：0466-50-3539



©藤沢市